空港臨海部景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 |
| 記載欄 |
|  | 船舶、モノレール、高架道路や橋梁などからの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| (2) 高さ・規模 | |
|  | 空港臨海部の主要な眺望点（水上、対岸、橋梁など）からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| (3) 形態・意匠・色彩 | |
|  | 色彩は色彩基準に適合するとともに、空港臨海部の開放感や産業活動の活気を感じさせるものと  する。 |
| 記載欄 |
|  | 外壁は、水辺に面して長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図る。  記載欄 |
| 記載欄 |
| (4) 公開空地・外構・緑化 | |  |
|  | 水辺に接続するオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して  一体的な空間とする。 |  |
| 記載欄 |
| 緑化に当たっては、海辺の環境に配慮する。 |
| 記載欄 |
|  | 夜のにぎわいを演出する、ライトアップを行なうなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮する。 |  |
| 記載欄 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |